

第 38 号議案

令和 6 年度東大和市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度東大和市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,647,321 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,476,321 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 6 年 6 月 4 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円 12,674,499	千円 △345,142	千円 12,329,357
	1 市民税	5,725,694	△345,142	5,380,552
10 地方特例交付金		100,147	345,142	445,289
	1 地方特例交付金	100,147	345,142	445,289
15 国庫支出金		6,916,241	1,352,466	8,268,707
	1 国庫負担金	6,248,803	283,569	6,532,372
	2 国庫補助金	639,878	1,068,897	1,708,775
16 都支出金		6,168,777	120,445	6,289,222
	1 都負担金	2,270,470	5,153	2,275,623
	2 都補助金	3,613,274	109,712	3,722,986
	3 委託金	285,033	5,580	290,613
19 繰入金		1,224,227	148,798	1,373,025
	1 基金繰入金	1,224,227	148,798	1,373,025
21 諸収入		639,305	21,212	660,517
	3 貸付金元利収入	103,300	△3,000	100,300
	5 雑入	520,233	24,212	544,445
22 市債		866,800	4,400	871,200
	1 市債	866,800	4,400	871,200
歳入	合計	34,829,000	1,647,321	36,476,321

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 317,393	千円 10	千円 317,403
	1 議会費	317,393	10	317,403
2 総務費		4,517,284	54,678	4,571,962
	1 総務管理費	3,655,023	48,789	3,703,812
	3 戸籍住民基本台帳費	247,017	1,309	248,326
	4 選挙費	112,064	4,580	116,644
3 民生費		19,066,233	1,377,399	20,443,632
	1 社会福祉費	7,601,437	1,064,056	8,665,493
	2 児童福祉費	7,864,163	313,343	8,177,506
4 衛生費		2,708,985	16,653	2,725,638
	1 保健衛生費	1,017,063	16,081	1,033,144
	2 清掃費	1,691,922	572	1,692,494
5 労働費		3,020	△3,020	0
	1 労働諸費	3,020	△3,020	0
8 土木費		1,674,904	1,562	1,676,466
	3 都市計画費	808,009	1,562	809,571
9 消防費		1,147,614	3,809	1,151,423
	1 消防費	1,147,614	3,809	1,151,423
10 教育費		3,550,862	196,230	3,747,092
	1 教育総務費	991,750	39,063	1,030,813
	2 小学校費	482,164	81,423	563,587
	4 社会教育費	791,796	2,255	794,051
	5 保健体育費	828,635	73,489	902,124
歳 出	合 計	34,829,000	1,647,321	36,476,321

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
第七小学校・第九小学校統合新校 建設事業	令和7年度から 令和10年度まで	千円 4,553,275

2 廃止

事 項	期 間	限 度 額
第七小学校・第九小学校統合新校 建設工事基本・実施設計委託	令和7年度	千円 116,450
第七小学校・第九小学校統合新校 仮校舎賃借	令和6年度から 令和10年度まで	542,301

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民体育館空調及び照明設備等更新事業	千円 172,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れのとき から据置期間 を含め、25年 以内に償還 する。 ただし、財政 その他の都合 により据置期 間及び償還期 限を短縮し、 若しくは繰上 償還又は低利 債に借換える ことができる。 なお、その他 については借 入先の定める 融通条件に従 う。	千円 176,500	補正前に 同じ	補正 前に 同じ	補正前に 同じ
計	172,100	/	/	/	176,500	/	/	/